

(別紙1)

契約保証に関する説明事項 (例)

1 契約保証について

請負契約金額の100分10 (調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合にあっては100分の30) 以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約保証金の金銭による納付又は契約保証金の納付に代わる措置として(1)に掲げる保証措置のいずれかの方法から落札者が選択し行うことができる。

なお、(2)に該当する場合は契約保証金を免除する。

(1) 契約保証金の納付の免除となる場合

- イ 金融機関等の保証
- ロ 保証事業会社の保証
- ハ 公共工事履行保証証券による保証
- ニ 履行保証保険契約の締結
- ホ 契約保証金に代わる担保となる国債証券又は地方債証券の提供

(2) 契約保証金を免除する場合等

請負契約金額が150万円未満の工事である場合

2 落札時の確認について

「契約保証に関する届出書」(別紙参照)に契約保証の方法を記載のうえ提出すること。

3 契約締結にあたっての取扱いについて

(1) 契約保証が免除される場合

工事請負契約書の契約保証金の欄に「免除」と記入し、工事請負契約書を2部作成のうえ、指定の期日までに提出すること。

(2) 契約保証が必要な場合

次に記載のとおり、契約保証金の納付又は契約保証金の金額以上(公共工事履行保証証券及び履行保証保険の場合は請負契約金額の100分の10(調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合にあっては100分の30)以上)の保証措置を行い保証を証する保証書等とともに工事請負契約書2部を指定する期日までに提出すること。

イ 契約保証金を金銭(口座振替)で納付する場合

- (イ) 契約保証金の納付通知書の発行を受け、公社が指定する金融機関へ納付すること。
- (ロ) 納付後は、当該金融機関の収納印のある領収書の写しを契約保証金納付届(別紙参照)に貼付のうえ、工事請負契約書とともに提出すること。
- (ハ) 納付に係る手数料は、全て落札者の負担とする。

ロ 金融機関等の保証による場合

- (イ) 金融機関等が発行する保証書を工事請負契約書とともに提出すること。
- (ロ) 金融機関等とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。

- (ハ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金支払であること
- (ニ) 保証期間は、工期を含むものとする。

ハ 保証事業会社の保証による場合

- (イ) 保証事業会社が発行する保証証書を工事請負契約書とともに提出すること。
- (ロ) 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。
- (ハ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
- (ニ) 保証期間は、工期を含むものとする。

ニ 公共工事履行保証証券の保証による場合

- (イ) 保険会社が発行する公共工事履行保証証券の保証に係る証券を工事請負契約書とともに提出すること。
- (ロ) 保証期間は、工期を含むものとする。

ホ 履行保証保険契約の締結による場合

- (イ) 保険会社が発行する履行保証保険の保険証券を工事請負契約書とともに提出すること。
- (ロ) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (ハ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ニ) 保険内容は、次の者による契約解除の場合についても保証するものであること。

- a 受注者について破産手続き開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- b 受注者について更生手続き開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- c 受注者について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

ヘ 契約保証金に代わる担保となる国債証券又は地方債証券の提供

請負契約金額の100分の10（調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合にあっては100分の30）以上の額面の国債証券又は地方債証券（当分の間、利付き国債及び宮城県債に限定する。）を有価証券寄託願（財務規則の運用について（平成2年宮城県出納局長通知）様式第209号）とともに契約執行者に提出後、工事請負契約書を提出すること。ただし、事故防止の観点から、受入体制が整備されるまでの間は国債証券又は地方債証券の提供は遠慮願いたいこと。

4 契約解除時の契約保証金の取扱いについて

受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、上記3の（2）により納付された契約保証金又は保証により支払われた保証金等は宮城県土地開発公社に帰属するものとする。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

5 工事完成時並びに請負契約金額の変更等の場合の取扱いについて

別途指示により契約保証金の返還又は契約保証の変更等の処理を行うこと。

(別紙様式1)

年 月 日

宮城県土地開発公社
理事長 殿

契 約 保 証 に 関 す る 届 出 書

今回の工事契約にあたり、契約保証に関する事項を下記のとおりお届けします。

住 所
氏 名

記

1 工 事 番 号

工 事 名

2 契約保証の方法について（次の番号に○印を付すこと。）

(1) 契約保証金の納付

(2) 金融機関等の保証

(3) 保証事業会社の保証

(4) 公共工事履行保証証券による保証

(5) 履行保証保険契約の締結

(別紙様式2)

契 約 保 証 金 納 付 届

年 月 日

宮城県土地開発公社
理事長 殿

住 所

氏 名

下記のとおり契約保証金を納付したので、領収書写しを貼付してお届けします。

記

工事番号及び工事名			
契 約 金 額	円	契約保証金	円
(領収書写し貼付欄)			

(別紙様式3)

保証書に係る領収書

年 月 日

宮城県土地開発公社
理事長 殿

住 所

氏 名

貴職より保証書（変更保証書がある場合には変更保証書を含む。）を領収したの
で、金融機関に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を
負うことを約束します。

(別紙様式4)

保証契約内容変更承認書

第 号
年 月 日

(金融機関名) 御中

住 所
氏 名 (宮城県土地開発公社 理事長) 印

下記保証契約の内容変更について承認する。

記

1 変更する保証契約の内容

(1) 証券番号：

(2) 保証書委託者又は債務者名：

(3) 工事名：

2 保証契約内容変更の承認事項 (該当箇所の□にレを記入する。)

保証金額の減額 <減額前の保証金額： 円>
<減額後の保証金額： 円>

保証期間の短縮 <短縮前の保証期間の終期 年 月 日>
<短縮後の保証期間の終期 年 月 日>

その他
()

[注] 証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

(請求書例)

契約保証金払戻請求書

年 月 日

宮城県土地開発公社
理事長 殿

住 所
氏 名

〇〇〇 (払渡の事由を記入) により, 下記契約保証金を下記振込先に振込んでください。

金 円也

振込先

_____銀行 _____支店

口 座 1. 普通 2. 総合 3. 当座

名 義 _____
名義ヨミガナ _____

支店番号 口座番号

(注) 当該請求書は例示であり, 請求書提出に当たっては上記記載の項目が記載されていること。